

Handwritten notes in red ink on the right side of the page, including the characters "三" and "正".

新

武軍大尉上野新太郎一名の録外取除したる録の趣へ申

内閣縣野大百 吉田 次郎

職員藤縣女 尾野 繁 喜重

昭和二十一年五月十一日

立案昭和 年月 日

決裁 昭和 年月 日

爵位録表



宗秩家總裁

海軍中佐吉井靜雄外一名特旨叙位取消の件

昭和三十九年

官 内 省

官 内 省

海軍中佐吉井静雄外一名特旨叙位取消の件

宗卷第幾番

共幾部 年月日

宮内省

昭和二十一年九月六日



海軍中佐吉井静雄外一名特旨叙位取消の件
右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和二十一年九月六日

内閣總理大臣 吉田

茂



内閣總理大臣

内閣書記官長

内閣事務官



海軍中佐吉井静雄外一名は曩に特旨叙位の上奏裁可を経ま
しんとし今般別紙記載の事實が判明致ししを以て今更懇願であ
ります特旨叙位取消の儀上奏し 良しと思ふまゝ

内閣

内閣

内
由
裁
可
に
依
り
眞
に
恐
れ
入
り
ま
す
が
そ
の
叙
位
を
取
消
さ
れ
た
い
。

昭和二十一年八月二十七日裁可
叙 從 五 位 海軍中佐 正六位 吉 井 靜 雄

昭和二十一年八月二十七日裁可
叙 從 五 位 海軍中佐 正六位 神 浦 純 也

右者各頭書の通り叙位裁可になつたが、別叙理由に依り眞に恐
れ入りませんがその叙位を取消されたい。

各表
合
計
三
十
七

各表
合
計
三
十
七

各表
合
計
三
十
七

理由書

海軍中佐吉井靜雄外一名特旨叙位の件 曩に上奏裁可を經
まゝる處右兩名は孰も戦争犯罪容疑者として 現地に於て
拘留中のものでありますこと不明致しませぬ 此の際叙位
致されまふことは不穩當でありますので 眞に恐れ乍ます
がその叙位を取消しと頂きたい

昭和二十一年九月 日

復員廳第二復員局人事部長

内閣官房人事課長殿



叙位取消について照會

九月四日復二秘人第四七二號叙位取消について申渡された左記の者は、
願書の通り豫備役に伴ふ特旨叙位として裁可になつたが、孰も戦争犯罪容疑
疑者としてガム拘置所に拘留され、押浦海軍中佐は昭和二十一年五月七日高
同所で自決したが、通信連絡遅延のため右通報叙位裁可後となつたので、
眞に恐れ入りますが、その叙位を取消されるやう取計はれたい。

記

昭和二十一年八月二十七日裁可 海軍中佐 吉井 静雄 (昭和二十年九月六日 備)

叙位 (昭和二十一年八月二十日進達復二秘人第三七四號海軍中佐 氏家忠三外二十四名中)

昭和二十一年八月二十七日裁可 海軍中佐 神浦 純也 (昭和二十年九月六日 備)

叙位 (昭和二十一年八月二十一日進達復二秘人第三七四號海軍中佐 氏家忠三外二十四名中)

復一秘入第 四七二號

昭和二十一年九月四日

復員廳總裁 男爵 幣原 喜重郎



内閣總理大臣

吉田

茂 殿

海軍大佐^中吉井靜雄外一名の殺位取消について別紙の通り申牒する。

立案 昭和 年 月 日
決裁 昭和 年 月 日

爵位録



宗秩家總裁

鐵道官補植野龜太郎外七名爵位取消の件

昭和三年九月七日
管帳記入
見定録海

官 内 省

海

軍